

彦根愛知犬上新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
彦根市長意見に対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	予測・評価 (文化財)	事業実施区域隣接地の彦根市指定文化財荒神山神社遥拝殿(旧観徳殿)について、指定文化財としての規制や制限はないが、荒神山神社の宗教活動への配慮が必要と考えられるため、影響調査していただきたい。	ご意見を参考に、方法書以降の手続きにおいて、「荒神山神社遥拝殿」への事業による影響について検討します。
2	予測・評価 (景観)	古城山風致地区(山崎山)も景観資源として位置付けた方がよい。	ご意見を参考に、方法書において、山崎山の景観資源としての位置づけについて検討します。
3	予測・評価 (景観)	<p>主要な眺望点に来客や往来の多い荒神山公園、朝鮮人街道沿道(南、北)、湖岸道路からの施設(煙突)と山の稜線との関係を確認する眺望景観が必要ではないか。</p> <p>設定した主要な眺望点から見える施設では不十分などところがある。荒神山周縁の景観資源(表5.3-2中、1,3,5,6,7,8,9,10)を視点場として、荒神山を背景に施設がどのように見える(見えない)かのシミュレーションが必要ではないか。</p>	<p>配慮書では、一般的に入手可能な文献資料等で確認された主な眺望点からの計画施設を含む眺望景観を調査対象としました。</p> <p>ご意見を踏まえ、方法書において、景観資源、眺望点の再検討を行います。また、準備書において、荒神山周縁の景観資源を視点場とした施設の見え方について予測を行います。</p>
4	予測・評価 (景観)	<p>視対象(当該施設)の方向を見た写真が必要ではないか(見えないことを示すもの)。視対象を背後にした写真は本調査での必要性は低い。</p> <p>本来は、荒神山(山崎山を含む)が大きな視対象となるため、上記のような山以外の視点場から見た眺望景観を考えた時に、荒神山や山崎山の稜線と施設(煙突)との関係を確認する必要があるのではないか。</p>	<p>配慮書では、一般的に入手可能な文献資料等で確認された主な眺望点からの計画施設を含む眺望景観を調査対象としました。</p> <p>ご意見を踏まえ、方法書において、景観資源、眺望点の再検討を行い、準備書において、地域の景観特性を踏まえた適切な視点場からの眺望景観の予測を行います。</p>
5	予測・評価 (景観)	<p>山崎山の視点場において、施設(煙突)側を見た時に、どう映るのかの確認も必要ではないか。</p> <p>予測結果において、景観資源としていない高取山の山並みのスカイラインが含まれることについて、高取山の景観が重要であることの説明を加えるべきではないか。</p>	<p>配慮書において文献を元に山崎山城址を主要な眺望点として選定していますが、当該箇所から事業実施想定区域方向は視認できないことを確認しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、方法書において、地域の景観特性を踏まえた適切な視点場や景観資源について再検討を行います。</p>
6	予測・評価 (景観)	朝鮮人街道・湖岸道路等から荒神山や山崎山を背景とした視対象としたときのフォトモンタージュでの予測結果が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、方法書において、景観資源、眺望点の再検討を行い、準備書において、荒神山及び山崎山を背景とした計画施設の見え方について予測を行います。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
住民意見に対する事業者の見解

番号	意見分類	意見(要約)	事業者見解案
1-1	(1)事業の目的および内容 (施設計画)	荒神山正面の山麓に広域のごみ処理施設が建設されることから風評被害による神社としての損失を心配しています。施設建設による神社等への科学的・物理的な影響調査と、実感的・心情的な影響について十分に検討いただきたい。	本事業の実施にあたっては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺地域の環境の保全に配慮した事業計画の立案を行ってまいります。 具体的には、焼却施設の煙突排ガス、各施設からの騒音・振動、施設存在による眺望景観への影響等について、科学的・物理的、実感的・心情的な影響調査を行います。今後の方法書以降の手続きにおいては、現地の環境の状況を把握したうえで、各影響の予測評価を行い、必要な環境保全対策を検討することで、風評被害が生じることのないよう努めます。 また、整備するごみ処理施設そのものについても、環境面での法令遵守はもとより、ごみ処理以外の機能(啓発機能・自主避難所機能等)を併せ持った親しまれる施設になるよう努めることで、神社の尊厳を害することのないよう努めます。
1-2	(1)事業の目的および内容 (施設計画)	礼拝施設である遥拝殿から出来る限り対象施設を遠ざけていただきたい。	配慮書において、施設の配置に係る複数案を設定のうえ、騒音・振動および悪臭に係る影響の程度について評価を行いました。 今後、配慮書の検討結果を踏まえて、施設の配置計画を検討し、準備書段階で予測・評価のための事業者案をお示しする予定です。
1-3	(1)事業の目的および内容 (施設計画)	ごみ処理施設の煙突より高く近い距離に神社(礼拝所)があるような例が他にあれば調べていただきたい。	ごみ処理施設の近傍に神職が常駐すると考えられる神社が存在する例について調査を行い、事業計画の策定、環境影響評価において参考にします。
1-4	(1)事業の目的および内容 (施設計画)	彦根市・犬上郡・愛荘町全域からの家庭ごみが、荒神山神社の正面麓に位置する場所に集められること、長期的に礼拝施設より低い位置にある煙突から排気が行われる状態は、公然と崇敬の対象物の尊厳を害する不敬行為と感ぜられる。	方法書以降の手続において、煙突排ガスの影響を対象とした現況調査、予測および環境保全措置の検討を行います。崇敬の対象物である荒神山神社の尊厳を害することのないよう、周辺地域も含めた環境保全に努めます。
2-1	(1)事業の目的および内容 (施設計画)	3炉×50t/日、もしくは150t/日以上処理能力となる施設にして頂きたい。(災害時対応を含めると3炉×80t/日、24時間稼働も検討いただきたい。)リサイクル施設も50～60t/日などの大規模施設としていただきたい。	焼却施設の炉数については、本施設の施設整備基本計画において2炉構成及び3炉構成の比較検討を行っております。その結果、建設費や維持管理費、必要面積等が相対的に低くなり、経済性及び周辺環境との調和の観点で優位と考えられる2炉構成で計画することとしました。 配慮書で示した焼却施設とリサイクル施設の処理能力の計画値は、施設整備基本計画の中で実施した将来のごみ量予測に加え、焼却施設については災害廃棄物の受入れも考慮して設定したものです。今後、1市4町統合の一般廃棄物処理基本計画を策定していく中で、改めて処理能力の計画値も検討していきます。
2-2	(1)事業の目的および内容 (施設計画)	水銀値において、法規制基準値が新ごみ処理施設公害防止基準と同じ「30 μg/m ³ 以下」であるが、当新ごみ処理施設をもっと厳しく設定すべきである。十二分に環境に配慮していただきたい。	本施設の排ガス処理の方式としては、排ガス中への活性炭吹込み+バグフィルタでの捕集を行う計画であり、これは水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出抑制対策として、一般廃棄物焼却施設に求められる「利用可能な最良の技術」として定められたものであり、水銀における法令の公害防止基準値「30 μg/m ³ 以下」を遵守する計画としています。 煙突排ガス中の水銀濃度は、水銀含有廃棄物(水銀体温計・血圧計など)が焼却対象物に混入した時に、瞬時的に否応なく高い値となります。瞬時的に煙突排ガス中の水銀濃度が高くなった際には、緊急的に活性炭吹込量を増やす等により濃度の低下を図ります。したがって、投入されるごみの影響を大きく受けてしまうため、施設として自主基準値を厳しく設定することができません。 排ガス中の水銀濃度低減のためには、水銀含有廃棄物の分別排出徹底が最も有効です。水銀含有廃棄物が可燃ごみと分別して排出・処理されるよう、啓発を進めてまいります。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
住民意見に対する事業者の見解

番号	意見分類	意見(要約)	事業者見解案
3-1	(1)事業の目的および内容 (道路整備)	町内を通る県道2号線に関して、工事車両や新施設開設後の主要なごみ収集運搬車両の搬入路となることで、交通事故の多発が憂慮されるため、中沢信号交差点および県道2号線の狭隘箇所を解消を図っていただきたい。	供用開始後のアクセス道路については、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。施設周辺の道路整備は、安全面も含め、彦根市の道路整備計画の中で検討されます。 また、工事用車両の走行ルートの設定に当たっては地元住民の意見を勘案しつつ道路管理者と協議の上設定します。 これを踏まえ、今後の方法書以降の手続きにおいて、施設周辺でのアクセスルートを示していきます。方法書の内容を踏まえ、工事用車両、ごみ収集運搬車等の走行による影響について調査、予測・評価を実施します。
3-2	(1)事業の目的および内容 (道路整備)	交通量の分散化を図るとともに、主要な搬入路の変更をしていただきたく、町内西側に位置する安食川の右岸側に新設道路を敷設していただきたい。	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。方法書以降の手続きにおいて、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示していきます。
4-1	(1)事業の目的および内容 (道路整備)	環境配慮書にはゴミ等の外部の搬入、搬出路が示されていないが、早期に開示していただきたい。	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。方法書以降の手続きにおいて、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルート(ごみ等の搬入・搬出路)を示していきます。
4-2	(1)事業の目的および内容 (道路整備)	今回の計画で、宇山崎内の道路に毎日400～500台以上の車の出入りがないように配慮してほしい。現在山崎の宇内の道路交通量が現在以上となることは避けたい。	施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。方法書以降の手続きにおいて、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示していきます。 アクセスルートの設定に当たっては、可能な限り既存の集落内道路の通行は避けるように検討します。また、毎日400～500台以上の車両の出入りは、現在の彦根市清掃センターへの直接持込車両が多いことによります。今後、新施設の稼働に向け、出入り車両の台数の低減を図ってまいります。
5-1	(1)事業の目的および内容 大気質	整備事業に係る基本計画の中に、各圏域ポイントでの有害物質の定点観測ポストを設置していただきたい。	方法書以降の手続きにおいて、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。 定点観測ポストにつきましては、施設の外に観測機を設置すると、施設稼働以外の影響を受ける可能性が高く、施設稼働による直接的な影響把握を行えません。したがって、本施設においては、煙突出口において排ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値を確実に遵守するとともに、その結果を適切に公開することにより、周辺環境への影響の防止を図ってまいります。
5-2	(1)事業の目的および内容 大気質	定点観測ポイントと中央コントロール間を結び、運転状況における各有害物質の飛散量のチェック、また施設整備の運転の停止、点検等を行い、住民が安心して生活できる整備事業であってほしい。	方法書以降の手続きにおいて、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。 施設の稼働にあたっては、煙突出口において排ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値の遵守を徹底します。また、必要な点検等を行い、施設の安定稼働および周辺への環境負荷の低減、住民の皆様が安心して生活できる環境の確保に努めます。
1-5	(2)計画段階配慮事項の選定	-	計画段階配慮事項に荒神山神社についても選定されるべきであり、荒神山神社の環境への万全の配慮と安心の確保に積極的に取り組んでいただきたい。 荒神山神社については、方法書以降の手続きにおいて、事業の実施により影響が想定される評価項目を設定し、調査、予測評価を行い、環境への万全の配慮と安心の確保に努めてまいります。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
住民意見に対する事業者の見解

番号	意見分類	意見(要約)	事業者見解案
1-6	(3)計画段階 配慮事項に係 る調査、予測 および評価の 結果 大気質	ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、臭気の影響等について調査の上、説明して頂きたい。	方法書以降の手續において、大気質や騒音、悪臭を評価項目に選定の上、事業実施想定区域および周辺地区における環境調査、施設の稼働等に係る影響の予測および必要な環境保全措置の検討を行います。なお、各影響の予測にあたっては、ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、悪臭の現況等について調査を行います。
1-7	(3)計画段階 配慮事項に係 る調査、予測 および評価の 結果 景観	景観について、ごみ処理施設と荒神山が重なって見える様々な場所(彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町・愛荘町・東近江市(旧湖東町や愛東町))の各地点からの景観をお示しいただきたい。	方法書以降の手續において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場として荒神山を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。 なお、施設存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月、建設省監修)より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。
1-8	(3)計画段階 配慮事項に係 る調査、予測 および評価の 結果 景観	ごみ処理施設や煙突が、神社が鎮座する荒神山山頂の前にどのように見えるかを確認し、景観による影響を示していただきたい。	方法書以降の手續において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場とし、神社が鎮座する荒神山山頂を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。 なお、施設存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月、建設省監修)より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。
2-3	(3)計画段階 配慮事項に係 る調査、予測 および評価の 結果 景観	煙突の高さY案80mでは航空法の制約より煙突面を赤色で着色することになっているが、その場合の眺望景観への影響等について言及されていないのはなぜか。	航空法において、地上高さ60m以上の建築物にはその規模や立地条件に応じて航空障害灯または赤色の屋間障害標識を設置することとなっています。配慮書の段階ではこれらの設置内容は未定であるため煙突高さの違いによる影響について検討を行いました。今後の事業計画の検討において、航空法に基づく措置が必要となった場合には、煙突の色彩も考慮の上、景観への影響を検討します。
2-4	(4)その他 -	6月9日～6月22日まで「配慮書」を借用したい。	配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。
2-5	(4)その他 -	配慮書の縦覧期間を、意見書提出と同じ6月22日まで伸ばしてほしい。	配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。
2-6	(4)その他 -	配慮書の縦覧期間と、意見書提出期間を合わせてほしい。	滋賀県環境影響評価条例において、配慮書の縦覧期間は1月間と定められていますが、意見書提出期間に関する規定はありません。 一方、同条例において、環境影響評価方法書の縦覧期間は1月間、意見書提出期間は縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間とされています。 本事業においては、配慮書の縦覧等について、方法書に係る規定を参考に、縦覧期間及び意見書提出期間を設定しました。 なお、配慮書は縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
住民意見に対する事業者の見解

番号	意見分類	意見(要約)	事業者見解案
2-7	(4)その他 -	配慮書は誰が作り、誰が監修しているのか。基準を厳しくすればするほど、財源が増える。近隣府県での施設と比較して、設定基準等遜色のない施設を作っていただきたい。	配慮書は本組合がコンサルタントの協力を得ながら作成しました。 配慮書に記載している公害防止基準値は、施設整備基本計画検討委員会からのご意見も踏まえて適正に設定しており、現在の彦根市清掃センターよりも厳しい基準値となっているほか、全国の施設と比較しても十分低い値となっております。新施設の供用後は現在の彦根市清掃センターは廃止となりますので、施設の更新により環境の改善が図られるものと考えております。今後の施設計画においても、多くの方々からのご意見を踏まえて、より良い施設を目指して検討を進めてまいります。
2-8	(4)その他 -	建設当時の職員さん達にとっても後々まで誇れる環境に十二分に配慮した施設となる様、ご尽力ください。	多くの方々からのご意見を踏まえて、環境に十二分に配慮したより良い施設を目指して検討を進めてまいります。
4-3	(4)その他 -	山崎山の崩壊防止対策事業、土砂災害防止法の際のように、地元と協力して事業を進めて頂きたい。	地元の住民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、災害防止、環境保全に配慮して事業を進めてまいります。

※意見者5名に番号(1~5)を振り、意見者毎に枝番を振っています。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	事業計画	効率の高いごみ発電や熱利用の導入、地域の防災拠点となり得る施設整備について検討してください。	高効率のエネルギー回収(ごみ発電や余熱利用など)は環境省の交付金を受けるためにも必須の条件であり、実施します。また、自主避難場所としての活用が可能な施設とするなど防災拠点となり得る施設整備について検討を行います。
2	事業計画	工事用車両等の走行に関し、道路の改築を含め周辺地域における交通安全の確保や大気汚染、騒音、振動等の交通障害を防止するための環境保全措置についても配慮してください。	工事用車両等の走行ルートの設定に当たっては地元住民の意見を勘案しつつ、交通安全の確保に留意しながら、道路管理者との協議の上設定します。また、施設へのアクセス道路については、施設周辺の道路整備を含め、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。これらの施設周辺の工事用車両等の走行ルートについては、方法書以降の手続きにおいて示していきます。なお、既存道路の改築が必要な場合には道路管理者と協議を行います。また、今後、準備書において工事用車両等の走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について予測評価を行い、必要な環境保全措置を検討します。
3	予測・評価	煙突の高さや煙突を含む施設の配置については、現地の風向や大気質の短期予測も踏まえて、周辺民家への影響に配慮してください。 また、計画段階環境配慮書の記載内容に関して、別紙の内容について修正や補足を検討してください。	方法書以降の手続きにおいて、現地における詳細な気象調査、現地拡散実験を計画し、地形の影響を考慮した風の状況を調査したうえで、大気質の短期予測も含めた影響の予測を行い、環境基準値等との整合について評価を行います。 なお、別紙において指摘いただいた事項については、修正、補足を検討のうえ、方法書に反映します。
4	予測・評価	計画段階環境配慮事項として、水質や動物・植物・生態系については選定されていませんが、漁場環境保全および水産資源保護の重要性の観点から、次の事項について十分な配慮をお願いします。 事業実施想定区域は宇曾川に隣接しており、事業実施にあたっては、汚濁水等水産動植物に有害な物を流出させないよう万全の措置を講じてください(滋賀県漁業調整規則第34条 有害物遺棄漏せつの禁止)。 なお、宇曾川が流入する付近の琵琶湖では、エリ漁業、刺網漁業、あゆ沖すくい網漁業、貝びき網漁業等様々な漁業が営まれているほか、宇曾川内でも延縄漁業やもんどり漁業等が営まれることがあるので、これらに悪影響を及ぼさないよう十分留意してください。	建設期間中の排水については、土地の改変に伴い発生する濁水が周辺の河川環境に影響を及ぼす可能性があることから、方法書以降の手続きにおいて、適切に環境影響評価項目を選定し、予測評価を行います。 なお、彦根市の下水道計画では令和12年度までに候補地を含むエリアについて公共下水道への切り替えを行う計画であることから、施設排水については、公共下水道への接続を計画しています。
5	予測・評価	計画地の一部が土砂災害警戒区域内であること、また、新たに区域指定の可能性があることから、土砂災害発生に伴う施設被害による環境への影響を十分考慮した上で施設計画や対策を検討してください。	土砂災害の警戒区域に指定されている部分には焼却施設やリサイクル施設等の主要施設は配置せず、平常時は空地とする(災害時には、災害ごみ仮置き場として活用する)など、土砂災害発生による施設への被害、及びそれによる環境影響を極力避けた計画とします。
6	予測・評価	調査対象とする眺望点の追加や変更について検討が必要と考えます。(【P.5-40(2) 予測地域】に挙げられている地点では煙突の一部しか確認することができず、対策の適否を判断できないため。)重要な景観資源である荒神山を背景とした、施設全体が視認できる視点を複数追加し、それぞれのフォトモンタージュを作成し、必要な景観配慮対策の検討を実施する必要があると考えます。	方法書以降の手続きにおいて、景観資源、眺望点について再検討を行い、荒神山を背景とした日常的な視点場等を設定し、眺望景観の検討(フォトモンタージュの作成)を行います。 なお、第2回審査会において、事業実施想定区域南側集落、大山橋付近、グリーンピアひこね交差点付近から荒神山を背景として施設を見た簡易的なフォトモンタージュ資料を提示します。
7	予測・評価	眺望として煙突高さ80m案より59m案の方が相対的に優位としているが、実際にどのように優位であるかモンタージュなどで想定すべきではないか。また、環境影響は80m案と59m案で同等と評価しているが、最大着地点濃度は59m案の方が高くなっていることから、このことをもってしても同等の評価としてよいか。	第2回審査会において、事業実施想定区域南側集落、大山橋付近、グリーンピアひこね交差点付近から荒神山を背景として施設を見た簡易的な景観フォトモンタージュ資料(煙突高さ80m案と59m案における見え方の違いを含む)を提示します。 なお、煙突排ガスの寄与濃度は59m案の方が大きいと予測していますが、現況濃度を加算した将来濃度(現況濃度+寄与濃度)は同等となるため、長期評価では影響の程度を同等と評価しています。 第2回審査会では、同条件での予測における短期評価の結果を示すとともに、これを踏まえ総合評価の案を示します。

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
8	予測・評価	方法書の作成にあたっては、施設の処理フローや配置ならびに工事中および供用開始後におけるアクセスルート等の事業計画をそれぞれ具体的に設定のうえ、環境影響評価の項目および調査・予測・評価の手法を適切に選定してください。その他、審査会会議における意見等について検討のうえ、適切に図書に反映させてください。	施設の処理フローは、第2回審査会で参考資料として提示するとともに、方法書において掲載します。 供用開始後のアクセス道路については、今後彦根市が整備計画を作成する予定です。工用車両の走行ルートの設定においては、彦根市の道路整備計画を踏まえて、地元住民の意見および交通安全の確保に留意しながら、道路管理者と協議の上設定します。これを踏まえ、今後の方法書以降の手続きにおいて、施設周辺でのアクセスルート等を示していくとともに、環境影響評価の項目および調査・予測・評価の手法を選定します。 その他、審査会における意見等について検討し、適切に図書に反映します。 なお、施設の配置や具体的仕様(デザイン含む)については、廃棄物処理施設整備・運営の事業特性上、各プラントメーカーのノウハウを大いに期待すべきものであるため、プラントメーカーの選定及び施設実施設計(令和6年度以降予定)まで具体的には決定できるものではありませんが、配慮書における評価の結果及び今後実施する造成基本設計(令和2~3年度予定)やプラントメーカーへのヒアリング(令和3年度予定)を踏まえて検討し、準備書段階で予測・評価のための事業者案をお示しする予定です。
9	その他	事業予定地が荒神山古墳群の近接地のため、埋蔵文化財が不時発見されるおそれがあります。つきましては彦根市 歴史まちづくり部 文化財課と埋蔵文化財について事前に協議し、その内容を遵守してください。	発掘調査について彦根市文化財課に確認の結果、調査は必要ないとの回答を得ております。このため、発掘調査は行わないこととします。
10	その他	市街化調整区域につき、開発計画に関して彦根市役所都市計画課と協議していただくようお願いします。	開発計画に関して、彦根市都市計画課と必要な協議を行います。
11	その他	都市計画法第32条の規定に基づく協議(同意)が必要となる場合がありますので、開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準(案)平成14年4月(滋賀県土木交通部河港課)」に基づき雨水排水計画を策定し、当局広域河川政策室と協議してください。	雨水排水計画基準に基づき排水計画を策定し、必要な協議を行います。
12	その他	滋賀県が公表している「地先の安全度マップ」及び「宇曾川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」で浸水リスクを把握のうえ、浸水被害に十分留意した事業計画としてください。(事業予定地では最大2~3mの浸水が想定されています。)	周辺道路よりも敷地全体を嵩上げすることや、建屋内の配置上の工夫(プラットホームや電気室や制御室を2階に配置するなど、重要設備の浸水を防ぐ)により、浸水被害に十分留意した事業計画を検討します。
13	その他	鉱業法の規定による試掘権・探掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。	近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会し、詳細を確認します。
14	その他	事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域(土石流)に指定されているが、この区域において過去に土砂災害が起こったことはあるか。また土砂災害に関する対策等は予定しているか。	「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設候補地に係る地歴調査委託業務結果報告書」(令和2年3月)によると、登記簿調査において、昭和16年11月27日に一部の地番(1882及び1883)において土砂崩れがあった(砂入)ことが示されています。(第2回審査会資料として、地歴調査報告書の抜粋を示します。) 土砂災害の警戒区域に指定されている部分には焼却施設やリサイクル施設等の主要施設は配置せず、平常時は空地とする(災害時には、災害ごみ仮置き場として活用する)など、土砂災害発生による施設への被害、及びそれによる環境影響を極力避けた計画とします。

別紙（滋賀県関係所属意見3番）

頁番号等	修正箇所	修正内容
2-10 表 2-4	硫黄酸化物に係る新ごみ処理施設の公害防止基準について（「30ppm」）	法規制基準である K 値との比較ができるように補足してください。
同上	一酸化炭素に係る法規制基準等について	一酸化炭素に係る法規制基準（維持管理基準）は、「100ppm（1時間平均値）」と史料されるので確認し訂正してください。
同上	塩化水素や窒素酸化物に係る公害防止基準について	基準を順守するために必要な対策を示してください。
2-13 下から 5 行目	1)環境配慮の方針 <施設の存在・供用> 「施設排水」	施設の存在・供用に伴う「施設排水」とはどのようなものを想定されているのかを示してください。